



会 議 報 告

会 議 名	第8期東久留米市市民環境会議第4回全体会
日 時	令和4年4月28日(木)10時00分～12時15分
場 所	東久留米市役所 701 会議室
出席委員	土屋副座長・水とみどり部会長、小山くらし部会長、駒田環境学習部会長、川田水とみどり副部会長、半澤くらし副部会長、荒井環境学習副部会長、石川委員、井原委員、後藤委員、曾我部委員、中野委員、別処委員、山本委員(13名)
欠席委員	菅谷座長、沖内委員(2名)
事 務 局	長澤環境安全部長、浅海環境政策課長、有倉計画調整係長、櫻井緑と公園係長、平井生活環境係長、後藤計画調整係主事
次 第	(1) 開会 ・令和4年4月1日付人事異動について ・配布資料及び出席委員数の確認 (2) 報告事項 ①事務局からの報告事項 ・第2回事務局会の報告 ・東久留米市市民環境会議運営要領の改正について ・令和3年度みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成金(市民環境会議分)収支報告 ・令和4年度みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成金(市民環境会議分)について ・第三次緑の基本計画の策定について ・第26回東久留米市環境フェスティバルについて ②各部会からの報告事項 (3) 議事 ①市民環境会議の広報について ②事務局会の構成について
配布資料	【資料1】 第2回事務局会議報告 【資料2-1】 東久留米市市民環境会議運営要領 【資料2-2】 東久留米市市民環境会議運営要領新旧対照表 【資料3】 令和3年度みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成金(市民環境会議分)収支報告書 【資料4-1】 第三次緑の基本計画等の構成について 【資料4-2】 東久留米市第三次緑の基本計画・第二次生物多様性戦略(骨子案) 【資料5-1】 令和4年3月(湧水期)の湧水調査実施報告 【資料5-2】 春の桜めぐり(湧水・名木百選)ウォーキング実施報告 【資料6】 部会の取り組み状況報告 【資料7-1】 市民環境会議のブログの再開と運用について 【資料7-2】 水とみどりのまち東久留米だより(東久留米市市民環境会議)(ブログ画面)
内 容	(1) 開会 座長欠席のため副座長が議事進行を行うこととした。 ○令和4年4月1日付人事異動について〈省略〉



○配布資料及び出席委員数の確認〈省略〉

(2) 報告事項

①事務局からの報告事項

○第2回事務局会議報告【資料1】〈内容は本全体会の次第と同様のため省略〉

○東久留米市市民環境会議運営要領の改正について【資料2-1、2-2】

(事務局説明)

- ・第二次環境基本計画策定時に、運営要領の改正がなされていなかったことが判明したため、改正を行った。

○令和3年度みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成金(市民環境会議分)収支報告

【資料3】

(事務局説明後、委員意見)

- ・緑被率が低下しているため、植樹等の費用に充ててもらいたかった。
→水とみどり部会では、来年度に植樹活動を具体化することを考えているとの話しが、水とみどり部会長からあった。

○令和4年度みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成金(市民環境会議分)について

- ・令和4年度分については、既にみどり東京の事務局へ申請済みである。
- ・5月中旬頃に交付決定され、その後、助成金の請求を行い、6月頃に振り込まれる予定。
- ・市民環境会議分の予算額は12万円である。

○第三次緑の基本計画の策定について【資料4-1、4-2】

(事務局説明)

- ・直近では3月30日(水)に第3回緑の基本計画等検討部会が開催された。
- ・「第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」というタイトルについて、「生物多様性戦略」の標記の仕方については、今後の検討部会で検討して決定していく。
- ・第三次緑の基本計画の構成については、第二次緑の基本計画中間見直しをベースとしつつ、国、都の計画、市の「第5次長期総合計画 基本構想・基本計画」や「都市計画マスタープラン」、「農業振興計画中間見直し」が策定されたことを踏まえ、それらとの整合を図る。また、緑地保全計画の位置づけについても明記していく。
- ・緑被率はおおむねの数値は出ているが、さらに精査していく。
- ・農地面積等の目標値についても今後検討していく。
- ・第二次緑の基本計画中間見直しでは18の拠点があるが、拠点数の多少、拠点に含まれていない地域の取り扱いについても検討していく。

(委員意見及び質疑)

- ・環境基本計画と緑の基本計画の2つがあり、「かんきょう東久留米」では両方の記載が重複しており、一般市民にはわかりづらい。東京都全49区市のうち、当市の「かんきょう東久留米」と同様の年次報告書の作成、公表状況を調べた結果、当市以外は環境基本計画のみの年次報告書となっており、緑の基本計画と重複している自治体は全くなかった。なお、環境基本計画の年次報告書以外に緑の基本計画独自の年次報告書を作成、公表しているのは3自治体のみであった。
→問題は、環境基本計画と緑の基本計画に重複した項目・記述があること、およびそれを受けて「かんきょう東久留米」の記載も重複して分かりづらいことの2つである。



ここは緑の基本計画の策定に係る場であり、「かんきょう東久留米」の重複していることについては、別途の問題としてここでは扱わないのが良いのではないかと。(委員)

- ・基本計画として重複しているところを見直すことは考えていないのか。

→環境基本計画は環境基本法～条令に基づき策定しなければならないものであり、一方の緑の基本計画は都市緑地法に対応して、策定されたものである。体系が違い、且つ当市の水に係る環境の特性から別建てで同様のことが記述されているのは、ある面、止むを得ないように考える。(委員)

→計画策定の義務及び努力義務がある中で、当市は他自治体と比較して、湧水や緑が豊かということもあり、水と緑に特化した計画が存在する。今後については整理していく必要があると考えている。(事務局)

- ・行政側は、市民の意見を取り入れていくことはしないのか。

→検討部会には、市民や生きものに詳しい方などが参画している。(事務局)

○第 26 回東久留米市環境フェスティバルについて

(事務局説明)

- ・6月に予定していた来場型の環境フェスティバルは中止となり、代替として第25回と同様に動画や冊子による活動紹介ができるかについて、今後の環境フェスティバル実行委員会で検討していく。
- ・今後の実行委員会での検討材料とするため、本日28日を〆切として、意向調査アンケートを実施している。

(委員意見及び質疑)

- ・市民環境会議全体として、第26回環境フェスティバルに参加するのかわりにこの場で決めないのか？

→座長不在の状況では決められないだろう。(委員)

→事務局会では、現状、市民環境会議全体での発表は難しいとの判断が提示されている。また、くらし部会についても参加して報告するほどの活動が行われていないため参加は難しいとの判断が示されている。(委員)

→あくまで、実行委員会での検討材料集めのためにアンケートを実施しているものであり、正式に参加するかわりに、今後改めて募集する。(事務局)

②各部会からの報告事項

○水とみどり部会から【資料5-1、5-2】の説明があった。また、南町緑地保全地域の木の伐採が適切にされていた報告及び市役所2階に「湧水・清流保全都市宣言」の横断幕が掲げられている旨の報告があった。

○くらし部会から【資料6】の説明があった。

○環境学習部会から活動報告があった。環境広報、環境学習および市民参加・市民協働の3つの分野に分けて、その活動を検討してきている。現状で、後で議論して頂く環境広報の関係が進捗している。

(委員意見及び質疑)

- ・市民環境会議全体で何に取り組むかは決めないのか。

- ・各部会の活動内容がわからないので、スケジュールなどはないのか。



- 環境学習部会としては、活動内容が固まっていないものもあるので、次回部会で固めて、その後の全体会で示すこととしたい。(委員)
- くらし部会の今後の活動内容については【資料6】をご覧ください。(委員)
- 水とみどり部会については、部会用のスケジュールがあるので、次回全体会で示していく。(委員)

(3) 議事

①市民環境会議の広報について

○環境学習部会長からの説明

- ・【資料7-1、7-2】を用いて、市民環境会議としての広報について、事務局会における審議を踏まえた全般的な提案があった。ブログについては第3期の時代に環境広報部会のもので開設したが、その後長らく休眠状態。今回、市民環境会議全体のもので再開したい。
- ・ブログのタイトルが「水とみどりのまち東久留米だより」となっているが、これ良いのか意見があればいただきたい。
- ・同様のブログの「自己紹介」については、水と緑しか触れていないので、市民環境会議全般に関わることを書いてはどうかと考えている。
- ・課題は、如何に一般市民の方々に見て貰えるかと言うことと、ブログの作成を担っていただく委員の選任、及び期をつないだ継続性である。
- ・くるくるチャンネルについては、環境学習部会はG-mailのアドレスで登録した。他の部会でも同様の対応をお願いしたい。
- ・本件は、環境学習部会が主に担うことで良いが、市民環境会議の中に「広報委員会」のようなものを新設し、そこが担っていくことが良いのではないか。この組織は事務局会の下に位置付けることも考えられる。
- ・各部会で、ブログ等の担当者を決めていただき、事務局へ連絡していただきたい。

○意見交換

- ・上記の「広報委員会」が中心となって「ブログは何故活用開始後に長く休眠状態となっているのかの要因分析を行なう」、「ブログ、くるくるチャンネル、SNS、印刷紙、等」のツールを総合した調査検討を行なう必要がある。(委員)
- ・記事を掲載するまでのハードルが高く、意欲が低下する可能性があるので、SNSの活用を検討してはどうか。(事務局)
- ・市民に見やすく、アクセスしやすいものを考えていく必要があろう。(委員)
- ・運用するにあたってコンテンツに関するガイドラインも事前に作成しておくのが良いと考える。(事務局)
- ・実務担当者については各部会から決めていければと思う。(委員)

○結果

- ⇒実務的な対応については課題があるが、市民環境会議の広報に関する提案の趣旨については了承された。



②事務局会の構成について

○事務局会からの説明

- ・委員から事務局会に各部会の副部長を加えることの提案があったことを報告。
- ・部会活動のマネジメントのための部会であることや、後継の育成や運営の仕方を理解してもらおうえでも、副部長に参加してもらうことに意味があること。正副部長が出席することにより、どちらかが欠席となっても対応できるといった意見が事務局会で出された。
- ・現行の市民環境会議運営要領第6の規定に「副部長」を明記せず、「その他必要とする者」の中に副部長を含めて運用することを考えている。

○委員意見及び質疑

- ・これまでどのような問題が発生したため、今後、副部長も出席しなければならないのかよくわからない（変更するのに大義が重要）。運営要領には、事務局の構成として副部長は明記されていない。なぜ、副部長を構成メンバーにしたいか納得できるような説明がほしい。期首から副部長を構成メンバーとして明確になっているならまだしも、既に半年以上経過している。

→絶対的な問題ではなく、より良い形にしていくということではないか。（委員）

→事務局会の日程調整をするうえで、都合がつきにくい場合も想定される。正副部長のどちらかが出席できるようになれば、調整の幅は広がる。（委員）

→くらし部会の正副部長は、今期から初めて市民環境会議に加わった新任である。来期以降も市民環境会議に加わる市民もいるであろうから、正副部長複数人が出席した方が良いだろう。（委員）

- ・女性委員の意見等も聞けるということも、副部長に出席してもらうことのメリットではないか。

→男女に関係なく事務局会に出席していただきたい。（委員）

○結果

- ・基本的には、正副部長が事務局会へ出席することとするが、市民環境会議運営要領第6の規定に「副部長」を明記せず、「その他必要とする者」の中に副部長を含めて運用する。
- ・副部長の出席は強制ではないと理解した。
- ・副部長が事務局会に出席することとするが、各部会で決めればよいだろう。